

川崎区役所サービス向上委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針（平成24年3月改訂版）に基づき、川崎区役所サービス向上委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所サービス向上方針案に関する事
- (2) 区役所サービス基準に関する事
- (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関する事
- (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関する事
- (5) 区役所サービス向上のための総合調整について川崎区役所企画調整会議との連携及び調整に関する事
- (6) 区役所サービス向上のための人材育成について川崎区役所人材育成推進委員会との連携及び調整に関する事
- (7) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関する事
- (8) その他、区役所サービスの向上に必要と認める事項

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる部長及び課長をもって構成する。

- 2 委員長は区民サービス部長をもって充てる。
- 3 副委員長はまちづくり推進部総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は必要に応じ、関係職員の参加を求めることができるものとする。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行するものとする。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(サービス向上推進部会の設置)

第5条 各部、センター又は各課ごとに区役所サービス向上に係る事項について検討、実施等を行うため、サービス向上推進部会を設置するものとする。

(ワーキンググループの設置)

第6条 委員長は、委員会を円滑かつ機能的に運営するために、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 前項の構成員は、所属長の推薦を受けた職員を委員長が指名する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、区民サービス部区民課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が川崎区長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 川崎区役所窓口サービス改善検討委員会設置要綱(平成17年6月22日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

名 称	補 職
委 員 長	区民サービス部長
副委員長	まちづくり推進部総務課長
委 員	まちづくり推進部企画課長
	まちづくり推進部生涯学習支援課長
	区民サービス部区民課長
	地域みまもり支援センター地域ケア推進課長
	大師支所区民センター室長
	田島支所区民センター室長
	道路公園センター担当課長〔管理〕